

衛生隊の内部組織に関する達

（平成21年4月1日）
海上自衛隊達第39号

衛生隊の編制に関する訓令（昭和45年海上自衛隊訓令第10号）第7条の規定に基づき、衛生隊の内部組織に関する達を次のように定める。

衛生隊の内部組織に関する達

（総務科）

第1条 総務科に、次の2係を置く。

総務係

企画係

2 前項に規定するもののほか、横須賀衛生隊及び呉衛生隊の総務科に菓務係を、佐世保衛生隊及び大湊衛生隊の総務科に会計係及び管理係を、舞鶴衛生隊の総務科に会計係を置く。

（横須賀衛生隊第1衛生科）

第2条 横須賀衛生隊第1衛生科に、次の3係を置く。

医務係

診療係

調剤係

（横須賀衛生隊第2衛生科及び第3衛生科）

第3条 横須賀衛生隊第2衛生科及び第3衛生科に、次の4係を置く。

医務係

診療係

歯科係

調剤係

（呉衛生隊衛生科）

第4条 呉衛生隊衛生科に、次の4係を置く。

医務係

診療係

歯科係

調剤係

（医事科）

第5条 医事科に医事係を置く。

（薬剤科）

第6条 薬剤科に、次の2係を置く。

薬剤係

衛生資材係

第7条 係に、係長を置く。

2 係長は、科長の命を受け、係の分掌事務を掌理する。

附 則

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成29年3月21日から施行する。

附 則

この達は、令和4年3月17日から施行する。